

児童扶養手当



対象者

- ① 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあり、離婚・死別などの理由によりひとり親家庭にあるもの。(障害児の場合は20歳未満)
- ② 手当は、支給の対象となる児を養育する父、もしくは母、又は不備に変わって児童を養育しているもの
- ③ 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童等

内容 手当は認定請求をした良く月分から、年3回(4月、8月、12月)支給されます。

支給額(月額)

(H28.4月現在)

1人目	42,330円
2人目	5,000円加算
3人目以降1人につき	3,000円加算

問い合わせ：東村役場 福祉保健課(児童福祉担当) ☎43-2202